

改正

平成7年10月26日規則第73号
平成9年3月31日規則第41号
平成11年3月31日規則第37号
平成13年3月30日規則第42号
平成15年12月25日規則第131号
平成17年1月31日規則第2号
平成17年9月29日規則第103号
平成18年12月14日規則第133号
平成19年12月28日規則第108号
平成21年1月30日規則第3号
平成27年3月31日規則第35号
平成30年3月30日規則第22号
令和2年3月31日規則第28号

川崎市立看護短期大学学則

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 学年、学期及び休業日（第4条～第7条）
- 第3章 教育課程、履修方法等（第8条～第14条）
- 第4章 入学、休学、退学、転学等（第15条～第26条）
- 第5章 卒業等（第27条・第28条）
- 第6章 賞罰（第29条・第30条）
- 第7章 聴講生、特別聴講生、科目等履修生、研究生及び外国人留学生（第31条～第36条）
- 第8章 入学選考料、入学料及び授業料（第37条～第42条）
- 第9章 職員組織（第43条・第44条）
- 第10章 評議会及び教授会（第45条～第50条）
- 第11章 自己評価委員会（第51条）
- 第12章 図書館（第52条）

第13章 公開講座（第53条）

第14章 雑則（第54条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 川崎市立看護短期大学（以下「短期大学」という。）は、看護に関する高度の知識及び技術について教授研究し、併せて豊かな教養と人格を備え、社会の保健医療の向上に寄与し得る有能な人材を育成することを目的とする。

（学科及び定員）

第2条 短期大学に看護学科を置く。

2 前項の看護学科の学生定員は、次のとおりとする。

入学定員 80人

総定員 240人

（修業年限及び在学年限）

第3条 短期大学の修業年限は、3年とする。

2 学生の在学年限は、6年を超えることができない。

第2章 学年、学期及び休業日

（学年）

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第5条 学年を分けて、次の2学期とする。

（1）前期 4月1日から9月30日まで

（2）後期 10月1日から翌年3月31日まで

（授業期間）

第6条 授業期間は、試験等の期間を含め、年間35週にわたることを原則とする。

（休業日）

第7条 休業日は、次のとおりとする。

（1）日曜日及び土曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（3）開学記念日 6月6日

- (4) 春季休業 3月21日から4月4日まで
- (5) 夏季休業 8月1日から9月4日まで
- (6) 冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、特に必要があると認めるときは、臨時に休業日を設け、又は休業日に授業を行うことができる。

第3章 教育課程、履修方法等

(授業科目)

第8条 授業科目及びその単位数は、別表第1のとおりとする。

(単位の計算方法)

第9条 各授業科目の単位数は、次に定める基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第10条 授業科目を履修した学生には、学修の評価により認定の上、所定の単位を与える。

(学修の評価)

第11条 学修の評価は、優、良、可及び不可をもって表し、可以上を合格とする。

(既修得単位の認定)

第12条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が短期大学に入学する前に他の学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する短期大学又は大学（以下「他の短期大学等」という。）において履修した授業科目について修得した単位（短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第17条に定める科目等履修生として履修した単位を含む。以下「既修得単位」という。）を、短期大学に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数（基礎科目及び専門基礎科目の授業科目に係るものに限る。）は、第21条に規定する転入学、編入学及び再入学の場合を除き、15単位を超えないものとする。

(他の短期大学等における授業科目の履修等)

第13条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学等において履修した授業科目について修得した単位を、15単位を限度として短期大学において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

(履修方法等に係る必要事項)

第14条 授業科目の履修方法、既修得単位の認定等について必要な事項は、別に定める。

第4章 入学、休学、退学、転学等

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第16条 短期大学に入学する資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条に規定する大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(入学志願手続)

第17条 短期大学に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに、入学願書その他必要な書類に入学選考料を添えて学長に提出しなければならない。

(入学志願者の選考)

第18条 入学志願者の選考方法について必要な事項は、別に定める。

(入学手続及び許可)

第19条 前条に規定する選考に合格した者は、所定の期日までに、保証人と連署した誓約書その他必要な書類に入学料を添えて学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者に対して入学を許可する。

(保証人)

第20条 保証人は、親族等で、独立の生計を営む成年のものでなければならない。

(転入学、編入学及び再入学)

第21条 学長は、短期大学に転入学、編入学及び再入学を志願する者がいるときは、欠員のある場合に限り、選考により、相当の学年に入学を許可することができる。

2 懲戒により退学した者については、再入学を認めない。

3 既修得単位の取扱い、修業すべき年数その他転入学、編入学及び再入学について必要な事項は、別に定める。

(休学)

第22条 学生は、疾病その他やむを得ない理由により60日以上修学することができないときは、休学願に医師の診断書又は理由を証明する書類を添えて、学長の許可を受け、休学することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが不相当と認められる学生に対して、休学を命ずることができる。

3 前2項の規定による休学期間は、1年を超えることができない。ただし、学長は、特別の理由があると認められるときは、休学期間を延長することができる。

4 休学期間は、通算して、3年を超えることができない。

5 休学した期間は、第3条第1項の修業年限に算入しない。

(復学)

第23条 休学している学生は、復学願に休学の理由が消滅したことを証明する書類を添えて、学長の許可を受け、復学することができる。

(留学)

第24条 外国の短期大学、大学その他学長が定める外国の教育施設で学修することを志願する学生は、学長の許可を受け、留学することができる。

2 留学について必要な事項は、別に定める。

(退学又は転学)

第25条 学生が退学又は他の短期大学等に転学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第26条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍することができる。

- (1) 第3条第2項に規定する在学年限を超えた者
- (2) 第22条第4項に規定する休学期間を超えた者
- (3) 正当な理由がなく授業料を滞納し、督促を受けても、なお納付しない者
- (4) 死亡又は行方不明の者

第5章 卒業等

(卒業)

第27条 学長は、第3条第1項に規定する修業年限以上短期大学に在学し、別表第2に規定する卒業に必要な単位数を修得した学生については、その者の卒業を認定する。

2 学長は、前項の規定により卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位)

第28条 学長は、前条第1項の規定により卒業を認定した者に対して、短期大学士（看護学）の学位を授与する。

2 学位の授与について必要な事項は、別に定める。

第6章 賞罰

(表彰)

第29条 学長は、学生として表彰に値する行為があったときは、表彰することができる。

(懲戒)

第30条 学長は、学生に対して教育上必要があると認めるときは、懲戒することができる。

2 前項の懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 前2項に定めるもののほか、停学及び訓告の対象となる者、懲戒の手續その他懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 聴講生、特別聴講生、科目等履修生、研究生及び外国人留学生

(聴講生)

第31条 短期大学の授業科目のうち、特定の授業科目を聴講することを希望する者があるときは、当該授業科目の授業に支障のないときに限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

(特別聴講生)

第32条 他の短期大学等の学生が授業科目を履修することを希望するときは、当該他の短期大学等と協議の上、特別聴講生として履修を許可し、単位を与えることができる。

(科目等履修生)

第33条 短期大学の学生以外の者が授業科目を履修することを希望するときは、当該授業科目の授業に支障のないときに限り、科目等履修生として履修を許可し、単位を与えることができる。

(研究生)

第34条 短期大学において、特定の専門事項について、研究を希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第35条 外国人留学生として入学志願者があるときは、選考の上、入学を許可することができる。

(聴講生等に係る必要事項)

第36条 聴講生、特別聴講生、科目等履修生、研究生及び外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第8章 入学選考料、入学料及び授業料

(入学選考料、入学料及び授業料)

第37条 短期大学の入学選考料、入学料及び授業料は、川崎市立看護短期大学条例（平成6年川崎市条例第35号）の定めるところによる。

(授業料の納付)

第38条 授業料は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところにより納付しなければならない。

- (1) 前期分 4月末日まで 年額の2分の1に相当する額
- (2) 後期分 10月末日まで 年額の2分の1に相当する額

(授業料、入学料及び入学選考料の返還)

第39条 一度納付した授業料、入学料及び入学選考料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(休学の場合の授業料)

第40条 休学期間中の授業料は、免除する。ただし、前期又は後期の途中において休学又は復学する場合は、休学又は復学した日の属する学期分の授業料を納付しなければならない。

(退学の場合の授業料)

第41条 退学を許可され、又は命じられた者は、その処分のあった日の属する学期分の授業料を納付しなければならない。

(授業料等の分納及び減免)

第42条 学費の支弁が極めて困難な者その他の学長が定める者に対しては、授業料の分納を許可し、又は授業料及び入学料の全部若しくは一部を免除することができる。

2 前項に定めるもののほか、授業料その他の費用の分納及び減免について必要な事項は、別に定める。

第9章 職員組織

(職員)

第43条 短期大学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置く。

- 2 短期大学に学長補佐及び学科長を置き、それぞれ教授をもって充てる。
- 3 前2項に定めるもののほか必要があるときは、非常勤講師を置くことができる。

(事務組織)

第44条 短期大学の事務組織については、川崎市立看護短期大学事務分掌規則（平成7年川崎市規則第34号）の定めるところによる。

第10章 評議会及び教授会

(評議会)

第45条 短期大学に評議会を置く。

- 2 評議会は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の規定により、その権限に属させられた事項を行うほか、短期大学の運営に関する重要事項について審議するものとする。

(評議会の構成)

第46条 評議会は、学長、学長補佐、学科長、事務局長及び市長が選考し学長が指名する職員3人をもって組織する。

(評議会の運営等)

第47条 前2条に定めるもののほか、評議会の運営その他必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第48条 短期大学に教授会を置く。

- 2 教授会は、学校教育法第93条第2項及び第3項の規定により、その権限に属させられた事項を行うものとする。
- 3 教授会は、前項に定めるもののほか、教育公務員特例法の規定により、その権限に属させられた事項を行うものとする。

(教授会の構成)

第49条 教授会は、学長、学長補佐、学科長及び教授の全員をもって組織する。

- 2 学長は、准教授その他の職員を教授会に加えることができる。

(教授会の運営等)

第50条 前2条に定めるもののほか、教授会の運営その他必要な事項は、別に定める。

第11章 自己評価委員会

(自己評価委員会)

第51条 短期大学に自己評価委員会を置く。

- 2 自己評価委員会は、教育研究水準の向上を図り、第1条の目的及び社会的使命を達成するため、短期大学の教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。
- 3 自己評価委員会について必要な事項は、別に定める。

第12章 図書館

(図書館)

第52条 短期大学に図書館を置く。

- 2 図書館について必要な事項は、別に定める。

第13章 公開講座

(公開講座)

第53条 短期大学において、必要があると認めるときは公開講座を設ける。

- 2 公開講座について必要な事項は、別に定める。

第14章 雑則

(委任)

第54条 この規則において別に定めることとされている事項その他短期大学の管理運営について必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年10月26日規則第73号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日規則第41号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の規則別表第1及び別表第2の規定は、この規則の施行の際現に川崎市立看護短期大学(以下「短期大学」という。)の第1学年に在学する者から適用し、第2学年及び第3学年に在学する者については、平成11年3月31日までの間に限り、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日以後において、短期大学に転入学、編入学又は再入学をする者に係る授業科目の名称、単位数、卒業に必要な単位数等については、改正後の規則別表第1及び別表第2の

規定にかかわらず、当該者の属する学年の在学者の例による。

附 則（平成11年 3 月31日規則第37号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成13年 3 月30日規則第42号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の規則別表第 1 の規定は、この規則の施行の際現に川崎市立看護短期大学（以下「短期大学」という。）の第 1 学年に在学する者から適用し、第 2 学年及び第 3 学年に在学する者については、平成17年 3 月31日までの間に限り、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日以後において、短期大学に転入学、編入学又は再入学をする者に係る授業科目の名称及び単位数については、改正後の規則別表第 1 の規定にかかわらず、当該者の属する学年の在学者の例による。

附 則（平成15年12月25日規則第131号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則（以下「新規則」という。）別表第 1 の規定は、平成15年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成15年 4 月 1 日前に、次の表の左欄に掲げる改正前の規則別表第 1 に規定する授業科目の単位を修得した者は、同表の右欄に掲げる新規則別表第 1 に規定する授業科目の単位を修得したものとみなす。

コンピュータ・グラフィックス	情報科学
疫学	公衆衛生学
老人看護論 I	老年看護論 I
老人看護論 II	老年看護論 II

附 則（平成17年 1 月31日規則第 2 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規則別表第1及び別表第2の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に川崎市立看護短期大学（以下「短期大学」という。）に入学する者（転入学、編入学又は再入学をする者を除く。）から適用し、施行日前から引き続いて在学する者については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後において、短期大学に転入学、編入学又は再入学をする者に係る授業科目、単位数、卒業に必要な単位数等については、改正後の規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、当該者の属する学年の在学者の例による。

附 則（平成17年9月29日規則第103号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則第28条の規定による準学士の称号は、改正後の規則第28条第1項の規定による短期大学士（看護学）の学位とみなす。

附 則（平成18年12月14日規則第133号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月28日規則第108号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年1月30日規則第3号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規則別表第1及び別表第2の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に川崎市立看護短期大学（以下「短期大学」という。）に入学をする者（転入学、編入学又は再入学をする者を除く。）から適用し、施行日前から引き続いて在学する者については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後において、短期大学に転入学、編入学又は再入学をする者に係る授業科目及び単位数については、改正後の規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、当該者の属する学年の在学する者の例による。

附 則（平成27年3月31日規則第35号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第22号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第28号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

授業科目		単位数	
		必修	選択
人間 理解 の基 礎	健康体力科学	1	
	論理的思考の基礎	1	
	統計学	1	
	英会話	1	
	医療英語	1	
	フィットネスエクササイズ		1
	生涯スポーツ		1
	生命倫理学	2	
	人間関係論	1	
	人間発達論	2	
	生活と人間工学	1	
	歴史と人間		1
	生活と環境		1
	芸術 音楽		1
	芸術 美術		1
計	11	6	
人間 と健 康	人体構造機能学Ⅰ（人体の構造）	2	
	人体構造機能学Ⅱ（人体の機能）	2	
	栄養と代謝	1	
	感染制御学	1	
	臨床検査学	1	

	臨床薬理学	1	
	病理学	1	
	病態治療学Ⅰ（全身性疾患・生活習慣病の病態・治療）	2	
	病態治療学Ⅱ（非手術療法を主とする病態・疾患）	2	
	病態治療学Ⅲ（手術療法を主とする病態・疾患）	1	
	病態治療学Ⅳ（小児、生殖器・特殊感覚器疾患の病態・治療）	1	
	社会福祉学	1	
	看護情報学	1	
	医療関係法規	2	
	公衆衛生学	2	
	計	21	
基礎	看護学概論	2	
看護	看護過程の基礎	2	
	看護方法Ⅰ（生活行動の援助技術）	2	
	看護方法Ⅱ（身体診査の技術・指導技術）	1	
	看護方法Ⅲ（診療の援助技術Ⅰ）	1	
	看護方法Ⅳ（診療の援助技術Ⅱ）	2	
	看護とコミュニケーション	1	
	計	11	
発達	成人看護学概論	1	
段階・	成人看護方法Ⅰ（回復期にある人の看護）	1	
状況	成人看護方法Ⅱ（終末期にある人の看護）	1	
に応	成人看護方法Ⅲ（急性期にある人の看護）	1	
じた	成人看護方法Ⅳ（慢性期にある人の看護）	1	
看護	成人看護方法Ⅴ（周手術期にある人の看護）	1	
	老年看護学概論	2	
	老年看護方法Ⅰ（生活機能の維持増進）	1	
	老年看護方法Ⅱ（状態に応じた看護）	1	

	小児看護学概論	2	
	小児看護方法	2	
	母性看護学概論	2	
	母性看護方法	2	
	精神看護学概論	2	
	精神看護方法Ⅰ（精神障害と看護）	1	
	精神看護方法Ⅱ（精神看護における援助技術）	1	
	在宅看護概論	2	
	在宅看護方法Ⅰ（援助技術）	1	
	在宅看護方法Ⅱ（対象別看護）	1	
	計	26	
看護 の統 合	看護管理	2	
	災害看護	1	
	テーマ別看護論	1	
	看護と研究	1	
	計	5	
臨地 実習	基礎看護学実習Ⅰ（生活行動の援助Ⅰ）	1	
	基礎看護学実習Ⅱ（生活行動の援助Ⅱ）	2	
	成人看護学実習Ⅰ（回復期・慢性期にある人の看護）	2	
	成人看護学実習Ⅱ（さまざまな健康レベルにある人の看護）	2	
	成人看護学実習Ⅲ（周手術期にある人の看護）	2	
	老年看護学実習Ⅰ（発達課題と健康）	1	
	老年看護学実習Ⅱ（健康状態に応じた看護）	2	
	小児看護学実習Ⅰ（健康な小児の理解）	1	
	小児看護学実習Ⅱ（健康状態に応じた看護）	2	
	母性看護学実習	2	
	精神看護学実習	2	
	在宅看護論実習	2	
	テーマ別看護論実習	2	

	計	23	
合計		97	6

別表第2（第27条関係）

授業科目	必修	選択	計
人間理解の基礎	11単位	3単位以上	14単位以上
人間と健康	21単位		21単位
基礎看護	11単位		11単位
発達段階・状況に応じた看護	26単位		26単位
看護の統合	5単位		5単位
臨地実習	23単位		23単位
合計	97単位	3単位以上	100単位以上